

訪問型病児・病後児保育 利用料助成制度

令和3年度において、お子さんが病気や怪我等で、保育施設や小学校に通えない時に利用した、ベビーシッターの派遣による病児・病児・病後児保育サービスの保育利用料の一部を助成し、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図ります。

I 事業の概要

対象児童	文京区在住の生後4ヶ月から小学校3年生までの児童
対象要件	<p>令和3年度（令和3年4月1日～令和4年3月31日）において、病中又は病気回復期のお子さんが、保育施設や小学校に通えない時に利用した、ベビーシッターの派遣による病児・病後児保育サービスの保育利用料が助成対象となります。</p> <p>※ 入会金、年会費、月会費その他これらに準じる費用は助成の対象になりませんが、これらの費用に保育利用料が含まれる場合、利用したサービスの保育利用料相当分（シッターが自宅を訪問する往復交通費は含む）は助成対象となります。</p> <p>※ ベビーシッター派遣等の利用前後1日以内に、医療機関で受診していること。</p> <p>*ただし、利用前日が日曜日・祝日（*1）である場合は、前々日から翌日まで受診していれば対象です。</p> <p>*保育サービスを2日以上連続して利用した場合は、その利用期間の初日の前後1日以内（連続して利用した初日の前日が日曜日・祝日である場合は、その利用した初日の前々日から翌日まで）に、受診していれば対象です。</p> <p>※ 提出期限は（*2）利用日の12か月後の月末までです。</p>
助成内容	<p>助成対象となるサービスの保育利用料の半額を助成します。</p> <p>※ 勤務先の福利厚生などにより、助成を受けている場合や、クーポン券等により支払った場合は、その額を差し引いたあとの半額が助成対象となります。</p>
助成上限額	児童1人当たり、 年間4万円（令和3年4月1日～令和4年3月31日） ⇒※ まだ上限額に達していない方が申請できます。
助成対象事業者	<p>助成の対象となるベビーシッター事業者等は、次のいずれかに該当している事業者又はNPO法人等になります。加盟事業者等の確認は、各団体のホームページをご参照ください。（区ホームページに各団体ホームページへのリンクを設定しています。）</p> <p>○公益社団法人 全国保育サービス協会加盟事業者 http://www.acsa.jp/index.htm</p> <p>○一般社団法人 全国病児保育協議会加盟施設事業者 http://www.byoujichoiku.net/ （訪問型サービスのみ対象）</p> <p>○公益社団法人 全国保育サービス協会が国から委託を受けて実施するベビーシッター派遣事業の割引券取扱事業者 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/sitter_atsukai.html</p>

裏面へ続く

Ⅱ 助成申請の手続き

【提出が必要な書類】 1～4は必ず提出、5、6は必要に応じてご提出ください。

1. 助成金交付申請書兼口座振替依頼書 (お子さんお一人ずつ作成ください)
2. 医療機関に受診したことがわかるものの写し (診療明細・お薬手帳の写しなど)
3. ベビーシッターサービスの利用明細書の写し (利用日・利用時間等が分かるもの)
4. ベビーシッター事業者の領収書の写し
5. 医療機関の受診に関する申出書 (感染症(*3)により重ねて受診しない場合等)
6. クーポンによる支払いや勤務先の福利厚生等の助成を受けたことがわかるものの写し (勤務先の福利厚生やクーポン等を利用した場合)

*1国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を言います。

(例) 2/22(月)に受診し、2/24(水)に病児シッターサービスを利用した場合。

利用前日の2月23日が祝日(天皇誕生日)のため、前々日の2月22日(月)に受診した場合は助成対象となります。

*2提出期限

(例) 令和3年(2021年)4月8日利用分の申請期限は令和4年(2022年)4月30日となります。

令和3年(2021年)									令和4年(2022年)			
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
4/8 利用												4/30 締切

*3該当の感染症(下記参照)の診断が確定し、医療機関の受診要件(原則、病児シッターサービス利用日の前後1日)

に該当しない利用分の助成を受けるには「医療機関の受診に関する申出書」(HPよりダウンロード可)の提出が必要となります。

インフルエンザなど学校保健安全法施行規則第18条第1項で定める「感染症」に限ります。医療機関での診療により診断が確定した日の前日から、症状が回復し集団生活に支障がない状態になると医師が認める日の前日までにおける病児シッターサービスの利用が助成となりますので、「医療機関の受診に関する申出書」に登園・出席停止が解除となった日をご記入の上ご提出下さい。

◎学校保健安全法施行規則(第18条第1項)(抜粋)

第18条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

第一種 (略)

第二種 インフルエンザ、百日咳(せき)、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎

第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症(※)

(※) 溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、手足口病、伝染性紅斑、ウイルス性胃腸炎、ヘルパンギーナ、RSウイルス感染症、帯状疱疹及び突発性発しんを指します。

【助成金の交付方法】

提出いただいた書類を審査し、助成が適当と認められた場合は、「交付決定通知書」をお送りし、指定された口座に振り込みにより交付いたします。(交付決定通知書をお送りする場合でも審査の結果、助成金額が減額となることがあります。)

審査の結果、助成が不適当の場合は、「不交付決定通知書」によりお知らせいたします。

【前年度住民税非課税世帯、生活保護受給世帯の方】

申請日時点で前年度の住民税が非課税の世帯または、生活保護を受けている世帯の場合、保育利用料の全額(年間4万円)が助成対象となります。

助成申請を行う場合は、前年度非課税証明書(写し)又は生活保護受給証(原本)とともに、利用日の3か月後の末日までに申請が必要となります。

【お問い合わせ、ご郵送先】 電話：5803-1256(直通) / FAX：5803-1889(事業専用)
〒112-8555 文京区春日1丁目16番21号 文京シビックセンター5階
文京区 子ども家庭部 子育て支援課 子育て支援推進担当

(2012)